

最低賃金改定のお知らせ

福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されます。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 765 円	平成 28 年 10 月 1 日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 903 円	平成 28 年 12 月 10 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 857 円	
輸送用機械器具製造業	1時間 880 円	
百貨店、総合スーパー	1時間 824 円	
自動車（新車）小売業	1時間 870 円	

・これらの特定最低賃金に該当しない産業は、**福岡県最低賃金（1時間 765 円）**が適用されます。

・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

・最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は参入されません。

・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

・派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-2633

ホームページアドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

(最低賃金引き上げに向けた中小企業支援事業)

○業務改善助成金について (拡充のご案内)

・事業場の最も低い時間給を上げる中小企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に要した経費の一部を助成するもので、以下のとおり拡充されました。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象
40円以上	7/10 (労働者30人以下の事業場は3/4)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (労働者30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上	7/10 (労働者30人以下の事業場は3/4)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

問合せ先 福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課

☎ 092-411-4763 FAX 092-473-0736

ホームページアドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(キャリアアップ助成金事業)

○キャリアアップ助成金について

・最低賃金額の引上げに取り組む場合、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させる取組を実施した事業主に対して助成する制度として、キャリアアップ助成金「賃金規定等改定(処遇改善コース)」があります。

支給要件がありますので、詳しくは福岡助成金センターにお問い合わせください。

問合せ先 福岡労働局 福岡助成金センター

☎ 092-411-4701 FAX 092-411-4703